

桜井市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱

平成17年9月30日

告示第164号

【改正 平成20年04月22日 告示第90号】

【改正 平成22年04月20日 告示第108号】

(趣旨)

第1条 桜井市は、大規模地震の発生に備えた安全な地域づくりのための第一歩として、地震時において倒壊して避難路等をふさぎ避難、救命、消火等の活動の妨げになる危険性が高く、又は大規模火災の可能性のある木造住宅の耐震診断を早急に普及させるため、既存木造住宅の耐震診断に関して所有者の申請に基づき助成を行う事業（桜井市既存木造住宅耐震診断事業。以下「事業」という。）を実施するものとし、この要綱は、その実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。）をいう。

2 この要綱において「耐震診断」とは、県の定める方法に基づき地震に対する安全性を評価することをいう。

3 この要綱において「耐震診断技術者」とは、県において耐震診断技術者として登録された者をいう。

(事業対象区域)

第3条 事業の対象となる区域（以下「事業対象区域」という。）は、市内全域とする。

(事業対象建築物)

第4条 事業の対象となる建築物（以下「事業対象建築物」という。）は、事業対象区域内に存する住宅のうち昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法の木造住宅であって、延べ床面積が250平方メートル以下で、かつ、地階を除く階数が2以下のものとする。

(事業対象者)

第5条 事業の対象となる者は、前条に規定する事業対象建築物の所有者とする。

(助成内容)

第6条 市長は、事業対象建築物の所有者の申請に基づき、耐震診断技術者の派遣を行う。

2 助成の対象となる経費、助成金の額及び事業対象建築物の所有者の負担額は、次のとおりとする。

助成の対象となる経費	助成金の額	事業対象建築物の所有者の負担額
事業対象建築物の所有者の申請に基づく耐震診断に要する経費 45,000 円	事業対象建築物 1 件あたり、45,000 円	無料

(助成の申請)

第 7 条 前条による助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震診断(契約を含む。)に着手する前に、別に定める期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

桜井市既存木造住宅耐震診断事業助成申請書(第1号様式)

事業対象建築物の所有者が確認できる書類

事業対象建築物の建築時期が確認できる書類

事業対象建築物の位置図、住宅の外観写真

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成の決定等)

第 8 条 市長は、前条の書類を受理し適当と認めるときは、助成の決定を行い、桜井市既存木造住宅耐震診断事業助成決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、助成の目的を達成させるために必要な条件を付することができる。

2 市長は、前条の申請を不適当と認めこれを却下するときは、桜井市既存木造住宅耐震診断事業助成申請却下通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の承認の申請)

第 9 条 助成決定者は、当該助成の決定に係る内容を変更しようとするときは、桜井市既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類を受理し適当と認めるときは、桜井市既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(中止の承認の申請)

第 10 条 助成決定者は、当該助成の決定に係る耐震診断を中止しようとするときは、桜井市既存木造住宅耐震診断事業助成中止承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(完了報告書の提出)

第 11 条 助成決定者は、耐震診断事業を完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

桜井市既存木造住宅耐震診断事業助成完了報告書(第7号様式)

前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(その他)

第 12 条 この要綱に規定するもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月22日告示第90号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月20日告示第108号）

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

桜井市長 様

申請者

印

桜井市既存木造住宅耐震診断事業助成申請書

桜井市既存木造住宅耐震診断事業の助成を受けたいので、桜井市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

住宅の所在地	桜井市		
住宅の所有者	住 所	桜井市	
	氏 名		
	電話番号		
住宅の構造等	構 造	・木造軸組構造	
	建 て 方	・一戸建て ・長屋建て ・共同建て	
	延べ面積	m ²	
	階 数		
	用 途	・専用住宅 ・併用住宅	
		併用住宅の場合の用途	・店舗・事務所・工場・その他
同上住宅部分の面積		m ²	
住宅の建築時期	昭和 年 月		

添付書類

- 住宅の所有者が確認できる書類
- 住宅の建築時期が確認できる書類
- 住宅の位置図、外観写真

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

桜井市長

印

桜井市既存木造住宅耐震診断事業助成決定通知書

年 月 日付けで申請のあった桜井市既存木造住宅耐震診断事業による助成について、次のとおり助成することに決定したので、桜井市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1 助成の対象とする住宅

所在地

建物階数

延べ床面積

2 この助成については、桜井市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱を適用します。

3 助成の条件は、次のとおりとします。

- (1) この助成の決定に係る内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) この助成の決定に係る耐震診断を中止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 桜井市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱を遵守すること。

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

桜井市長



桜井市既存木造住宅耐震診断事業助成申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった桜井市既存木造住宅耐震診断事業による助成について、次のとおり却下しますので、桜井市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 申請のあった住宅
所在地
建物階数
延べ床面積
- 2 却下の理由

第4号様式(第9条関係)

年 月 日

桜井市長 様

申請者

印

桜井市既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更承認申請書

年 月 日付け第 号で助成の決定を受けた内容について、下記のとおり変更を承認されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成の決定を受けた住宅

所在地

建物階数

延べ床面積

2 変更内容

3 変更理由

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

桜井市長

印

桜井市既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった桜井市既存木造住宅耐震診断事業による助成の内容変更について、次のとおり変更することに決定したので、桜井市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 助成の内容変更の決定をする住宅

所在地

建物階数

延べ床面積

2 この変更の決定となる内容は、助成内容変更承認申請書記載のとおりとします。

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

桜井市長 様

申請者

印

桜井市既存木造住宅耐震診断事業助成中止承認申請書

年 月 日付け第 号で助成決定の通知を受けたことについて、下記のとおり助成の中止を承認されるよう申請します。

記

- 1 助成の決定通知を受けた住宅
所在地
建物階数
延べ床面積
- 2 中止の理由

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

桜井市長 様

助成決定者

印

桜井市既存木造住宅耐震診断事業助成完了報告書

年 月 日付け第 号で助成決定の通知を受けた耐震診断事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成の決定を受けた住宅
 - 所在地
 - 建物階数
 - 延べ床面積
- 2 添付書類
 - ・耐震診断経費の請求書又は領収書の写し